

又市征治参議院議員の「薬事法施行の問題点に関する質問主意書」に対する政府答弁

発行：日本置き薬協会 事務局

又市征治参議院議員（与党、社民党副党首）が11月30日に国会法第74条に基づき政府に提出していた「薬事法施行の問題点に関する質問主意書」に12月8日、政府は「内閣総理大臣鳩山由起夫」名で「江田五月参議院議長」に宛てて答弁した。質問主意書のほとんどで改正薬事法施行に伴う配置販売業の在り方について質している。

又市議員は質問で、改正薬事法で認められた事業所配置の詳細部分について、あるいは既存配置販売業を継続して行なうための附帯条件となる一定水準30時間以上研修の、より具体的な内容について質し、政府（厚生労働省）が答弁している。

政府答弁書は、改正薬事法において医薬品販売で不可分とされた情報提供等は新配置においては「情報提供を購入者等に行なう必要があるかどうかの判断は、薬剤師等（薬剤師または登録販売者等）が行なわなければならないことは明らかである」としている。さらに「それ以外の医薬品販売に係わる業務については、薬剤師等の管理及び指導の下で、一般従事者に行なわせることができる。薬事法に違反する行為があれば、同法に基づき適切に対処してまいりたい」としている。

また「顧客から情報提供の求めがあった場合又は相談があった場合に、速やかに医薬品を配置する場所において薬剤師又は登録販売者に対面で情報提供を行なわせることができるよう、当該薬剤師又は当該登録販売者を医薬品を配置する場所の近隣に従事させる等の適切な体制」についてと、情報提供を行なってはいけない一般従事者の配置販売現場での関係については、「医薬品の配置販売に従事する一般従事者を管理及び指導する薬剤師等が、当該一般従事者と直ちに連絡を取ることができる体制を確保するよう、都道府県を通じ、配置販売業者に対する指導を行なってまいりたい」と答弁している。

又市征治事務所は、今回の質問趣意書に対する政府答弁に基づき通常国会で、配置販売業者の在り方について不明朗な厚生労働省の見解等を徹底追求したい、としている。

そして、既存配置業者の期限を定めていない旧薬事法の適用にあたり、その必須条件とした資質向上努力義務を明文化した所謂「3月31日課長通知」の実施に当たって、業界が誠実な対応を未だに講ずることなく、一部の業者しかキチンとした講習をしていないことに憂慮の意を表わしている。

なお、今回取り上げた質問主意書と回答は参議院のホームページで閲覧可能である。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisho/173/syuisho.htm>
検索して78番で掲載されている。

本件に関するお問合せ先 日本置き薬協会 事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-7 ヒルクレスト平河町507
TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224